



A-1Sマークと新しい適用表

公益財団法人日本植物調節剤研究協会 評議員
住友化学株式会社執行役員 アグロ事業部 生活環境事業部担当

貫 和之

除草剤に、新しい評価試験が導入された。

多年生難防除雑草への効果を評価する A-1S 試験である。

また、評価を得た事を示す“A-1S マーク”も考案された。

当社も新規に開発した除草剤で、評価を得た剤がある。

この薬剤の技術資料や製品チラシには“A-1S マーク”を使用していく予定である。

“A-1S マーク”は、まだ現場に馴染みがなく、いきなりチラシ等に盛り込んでも、現場にはすぐに意味は伝わらないかもしれないが、新しい薬剤の紹介をしていく際には、“A-1S マーク”の説明も行う事で、難防除雑草への効果を現場の方々へ伝えていけるのではないかと期待している。

マークの認知度が上がって行けば、薬剤の効果を、一目で訴えていくことが出来るようになり、このマークの考案は良いアイデアだと感じている。WCS マニュアルへ掲載される除草剤の種類も年々増えてきた。

飼料用米の栽培面積も増えてく傾向にある中、除草剤に限らず、取扱いのある薬剤が WCS マニュアルに対応済みなのか、また対応する予定なのかといった問い合わせも増えている。WCS マニュアル掲載されている事も、現場では、その薬剤の使い易さにもつながっている。除草剤分野では、一発処理剤が主流となり始めた頃は、登録取得したノビエの葉齢の大きさが一つのアピールポイントであったが、現在は 2.5 葉期、3.0 葉期の登録でも、目立ったアピールポイントとは言い難い時代となった。

その後は、剤型の多さや田植同時処理、水口処理、RCH 散布の処理方法に関する登録がより多く有る事も特長に出来たが、今は数多くの薬剤で登録対応が進んできた。稲の直播栽培も徐々に増えつつあり、直播栽培に使用できる登録の取得も要望され、対応できる薬剤については、登録取得に取り

組んでいる。

“A-1S マーク”も、WCS 間ニューラル掲載対応も直播登録も、数年後にはアピールポイントでは無く、それぞれを対応できている事が当たり前といった事になっているのではないかと考えたりもする。

生産現場の栽培技術が進歩し、多様化していく事に伴って、農業には登録や技術の面での対応が求められ、農業メーカーも何とかニーズに応えるべく努力を行ってきた。

その結果、農業メーカーの製品開発の技術も向上してきたのではないかと思う。

環境や作物に対する安全性の要求は、今後も益々高まっていくと思うが、安全面、性能面のニーズに応えられるように、農業メーカー各社も更なる技術面の向上を目指していかなければならないと思う。

今年から水稲用除草剤の適用表のルールが変更となり、新規登録剤、適用拡大となった除草剤の適用表から地域や土壌の区分の記載が無くなった。従来適用表と見比べると、随分すっきりした印象である。

一方で従来の表記であれば、薬剤毎に地域毎、土壌毎の薬効・薬害評価を読み取れたが、新しい適用表では、見ただけでは判断できなくなった。自社の扱う除草剤については、今まで以上に特性を理解し、判定を取得していない土壌や地域があるのか無いのか等の情報をしっかり把握し、生産者や指導者、流通関係者に正確な情報を提供していく事が必要になってくる。

製品開発の技術のさらなる向上とともに、今後はより正確な製品情報の提供が求められ、我々農業メーカーは、この要求にも応えていけるよう、今まで以上に努力していかなければならないと思う。